

前 俊守 殿

〒135-0061

東京都江東区豊洲三丁目2番24号

豊洲フォレンシア9F

SAAFホールディングス株式会社

代表取締役 左奈田 直幸

反論書

貴殿による、2026年4月13日付「警告書」につきまして、当社としての反論及び見解を以下のとおりご連絡いたします。

1 貴殿らの共同協調行為に関する主張についての当社の見解

「警告書」において、貴殿は、当社がプレスリリースにおいて列挙した法人及び個人のうち、親族や元役員以外法人及び個人とは全く面識もなく、共同協調行為を一切行っていない旨主張されているようです。

しかし、当社としては、当社独立委員会の勧告を受け、明確な認定根拠及び客観的事実に基づいて共同協調行為を認定しているものであります。

具体的には、当社が公表した2026年2月25日付「当社株式等の大規模買付等に関する対応策（買収への対応方針）の導入について」別紙1の認定基準に基づき、3月16日付当社プレスリリース「大規模買付等に関する対応策（買収への対応方針）に関する共同協調行為の認定について」及び2026年3月23日付当社プレスリリース「大規模買付等に関する対応策（買収への対応方針）に関する共同協調行為の追加認定について」に記載のように、事実・証拠関係に照らし、複数の認定基準に該当することを根拠として総合的に判断し、貴殿を含む株主らの共同協調行為を認定したものです。

したがって、そもそも共同協調行為は貴殿自身の他の株主との面識の有無だけが認定の根拠をなっているものでないことはもとより、間接的な関係者・仲介者を通じた意思の連絡や協調関係に基づいても成立し得るものであるため、当然ながら、貴殿自身が、共同協調行為に参加していると認められる全ての株主と直接の面識・連絡がなくとも、共同協調行為が認定されることがあります。したがって、貴殿の主張は当社の共同協調行為の認定の合理性を否定するものではありません。

なお、貴殿の2026年3月13日付け当社に対する回答書において、貴殿は、「ファーストメイク・リミテッド株式会社に関しては、約10年前にサムシングホールディングス株式会社が第三者割当増資をする際に、当該増資にファイナンシャルアドバイザーとして関与していた先になりますが、結局行政処分を受けたために、東証から関与をさせないようにとの事実上の指導があり、ファイナンシャルアドバイザー契約を解除した先になります」と回答しているところ、今回の共同協調行為においてファーストメイク・リミテッド株式会社の関与が認められることから、貴殿自身が、そのような認識を有している相手先と引き続き関係を有し、当社の株式を協調して取得し、当社の経営権を獲得しようとしていることに対し、極めて深い懸念を抱かざるを得ません。また、金融フックシミリ新聞（2026年2月10日付第9202号）において「元社長の前俊守氏が同社の取締役7人全員の解任と、自身を含む新たな取締役の選任を求め、臨時株主総会の招集を請求、前氏は支援者とともに、既に3割程度の議決権を確保するメドが立ったもようだ。」「前氏が投資会社などと着々と株を買い集めていることが背景にあり、前氏は最終的には4割程度の議決権を確保する狙いを明らかにしている。」との報道がなされております。

2 名誉毀損等の主張についての当社の見解

(1) 名誉毀損について

本件の共同協調行為に関する事実は、上場企業の経営支配権に関わる問題であり、株主・投資家の投資判断に影響しうる公共の利害に関する事実であります。

また、当社株主に送付した「株主の皆様へ（緊急のお知らせ）」の書面は、株主共同の利益を保護し、適切な情報に基づく議決権行使を確保する目的で送付されたものであり、専ら公益を図る目的に基づいてなされたものです。

そして、共同協調行為は、前述のとおり、当社独立委員会の勧告書を受け、明確な認定根拠及び客観的事実に基づいて認定したものであり、摘示事実の真実性又は少なくとも真実と信じるについて相応な理由が認められます。

以上に述べるように、本件は刑法230条の2の阻却事由に該当し、名誉毀損罪は成立せず、民法上の名誉毀損に基づく不法行為についても、同様に成立しないと判断しております。

(2) 会社法429条1項に基づく損害賠償責任について

会社法429条1項の責任は取締役の「悪意又は重大な過失」を要件としておりますが、前述のとおり、共同協調行為は当社独立委員会の勧告を受け、明確な認定根拠及び客観的事実に基づいて認定したものであり、悪意又は重大な過失に該当しないものと判断しております。

3 結論

以上のとおり、共同協調行為の認定は、当社が公表している当社株式等の大規模買付等への対応方針における共同協調行為の客観的な認定基準に基づき、当社独立委員会による公正に作成された勧告書の内容を受けて行われたものであり、貴殿の主張するような法的問題はありません。

以上

(付記)

差出人 〒135-0061
東京都江東区豊洲三丁目2番24号豊洲フォレシア9F
SAAFホールディングス株式会社

代表取締役 左奈田 直幸

受取人

前 俊守様

この郵便物は令和8年4月17日
第13277814270号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
日本郵便株式会社
受付通番：G02166176000100000 号

2/2 頁

郵便認証司

8. 4. 17

郵 東 令

8. 4. 17

12-18

